

株主各位

長野県長野市市場3番地48

株式会社 **マルイチ産商**

代表取締役社長 榎原 剛
社長執行役員

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成21年6月23日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 長野県長野市鶴賀高畑752-8
メルパルク長野 3階「白鳳」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第59期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.maruichi.com/ir/koukoku/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における食品流通業界を取り巻く環境は、昨年9月以降の世界的な金融危機が実体経済にも影響を及ぼし、消費者の節約志向の高まりから小売店頭の販売も急速に鈍化しました。また、小売業における価格競争が激化する中で、仕入コストの削減の動きが加速し、依然として厳しい経営環境が継続しております。

このような中、当社グループにおいては、中期経営計画「プラン2010」の初年度として「成長のための基盤構築」の年と位置づけ、期初より全社的な取り組みとして在庫圧縮および業務改善によるコスト削減を強力に推し進め、販売費および一般管理費の圧縮を図りました。

また、第3四半期より各商品別事業におけるサプライチェーンマネジメント（SCM）構築への体制作り（商品別事業部制への組織変更）と商品開発力、調達力およびマーケティング力の強化を図りました。さらに、新規事業として惣菜・業務用における新たなマーケットを創出する事業部を立ち上げました。

これらにより、当連結会計年度の連結業績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度の売上高につきましては、畜産事業において大幅増収を達成したものの、水産、一般食品事業においては店頭の販売不振の影響等により、1,578億50百万円（前期比97.9%）となりました。

利益面につきましては、仕入集中化等の効率化によるコスト削減と業務改善の継続による人件費、管理費の経費削減により、経常利益は9億42百万円（前期比457.6%）、また当期純利益は6億53百万円（前期は9百万円の連結当期純損失）といずれも増益となりました。

なお、当期末の配当につきましては、業績、今後の収益の状況、財務体質の強化等を勘案し、1株当たり4円の配当を予定しております。これにより年間配当金は6円を見込んでおります。

【当期のセグメント別の概況】

※各セグメントの売上高については、セグメント間の内部売上高を除いて記載しております。

i 水産事業セグメント

売上高 1,091億74百万円（前期比 97.6%）

営業利益 2億40百万円（前期は1億46百万円の営業損失）

《業界の動向》

- ・昨年2月の中国産食品の安全問題の発生以降、小売店頭、業務用マーケットにおいて、中国産製品離れが加速し、取扱高が大きく落ち込みました。また、漁協・水産関係者の経営状況は、資源問題に端を発する天然魚漁獲量の減少と後継者問題、および期初からの原油・為替相場の短期間での乱高下による商品相場への影響から、依然厳しい状態が継続しております。
- ・期初からの水産物をめぐる国際的な調達競争による魚価の上昇は、第2四半期以降は円高および欧米の需要減退により緩和されましたが、水産物の資源問題からくる安定的な調達ルートの確保は、依然として重要な経営課題となっております。
- ・顧客基点の差別化商品（高品質、安全・安心）および低価格志向への対応が以前にも増して求められており、それにかかる費用の増加が水産メーカーや中間卸の収益を圧迫する要因となっております。

《業績の概況》

- ・売上高につきましては、期初より産地偽装・表示違反問題等に端を発する水産品の消費不振の影響もあり、当社としては水産商品本部を中心に安全・安心を重視した商品の開発を進めました。一方、簡便で値頃感のあるデイリー食品の売上高は堅調に推移しましたが、第4四半期以降、消費者の生活防衛意識の急速な高まりからセグメント全体の売上高は、前年に対して微減となりました。
- ・利益面につきましては、前期から進めてまいりました拠点機能再編と仕入先の集中による調達コスト削減や、管理費等のコスト削減をさらに進めました。また、水産物需給環境の急激な変化に対応し、仕入政策の本部への一元化と部署における在庫圧縮を強力に推進したことから、営業利益は前年より大幅に増加しました。

《施策の進捗状況》

- ・昨年10月の組織改編により水産商品本部機能を強化し、水産物の商品開発力、調達力およびマーケティング力の強化を図りました。具体的には、組織横断的な「水産生鮮アライアンス推進タスクフォース」と商品カテゴリー毎に「商品開発分科会」を設置し、商品開発・販売体制の構築を推進しました。
- ・また、調達力強化を目的に「メーカー型卸売業」としての事業構築をさらに進め、原魚調達については産地の品質管理や安全性の確認を行い、マグロ加工品、鮭、冷凍エビなどで加工委託先を拡大しております。

ii 一般食品事業セグメント

売上高	278億33百万円	(前期比	91.5%)
営業利益	61百万円	(前期比	133.2%)

《業界の動向》

- ・第1、第2四半期においては、原材料および原油価格の高騰による価格改正の動きが拡大しました。
- ・第3四半期以降においては、消費者の生活防衛意識の高まりから、小売業は低価格業態およびPB商品の開発を加速させております。この結果、食品卸においては、販売価格をめぐる競争やセンターフィー増加等の収益を圧迫する要因が継続しております。

《業績の概況》

- ・売上高につきましては、前期下期からの大手小売業の仕入調達ルート変更の影響により、前年に対して減少しましたが、当事業の基盤顧客であるリージョナル・ローカルチェーンおよび独立小売店等の重点取り組み先においては、当社の地域密着の強みを活かしたりテールサポート機能やメーカーとの連携強化による提案営業をさらに進め、取引拡大を継続することができました。
- ・利益面につきましては、前期から進めてきた拠点機能統合によるコスト削減効果により、前年に対して営業利益は増加となりました。

《施策の進捗状況》

- ・機能集中による重点取り組み先への対応強化や合理的な販売・物流ネットワークの再構築を進めるため、一部エリアの対応拠点の変更を実施いたしました。

- ・商品本部スタッフを強化し、商品政策と年間の販促スケジュールに基づいた企画提案を行うことで、営業力の向上を図りました。
- ・地域卸としての強みを活かし、信州発の半生菓子等の地域特性に合わせた差別化商品・オリジナル商品の開発をメーカーとの連携により進め、全国への販売強化を図りました。

iii 畜産事業セグメント

売上高	205億69百万円（前期比 109.8%）
営業利益	2億33百万円（前期は1億4百万円の営業損失）

《業界の動向》

- ・国産豚肉・鶏肉については、消費者の安全・安心志向と内食回帰により需要が高まり、供給量は前年に対して増加しております。しかし、年明けからの生産量の増加に伴う在庫過剰により、相場は下落傾向にあります。
- ・輸入肉については、第2四半期までは中国・ロシアに対する買い負けから品薄で推移しましたが、世界的な景気後退と円高により供給量は増加に転じる中で、相場は大きく下落傾向にあります。
- ・国産牛肉の消費量は、不況の影響による高額商品の買い控えから伸び悩みました。

《業績の概況》

- ・売上高につきましては、国産豚肉・鶏肉の消費が堅調に推移したことに加え、これまで当社グループが構築してきた安全・安心を担保した長野県産の牛豚肉の生産・加工・販売に至る一連のSCMが評価され、組織小売店を中心に売上高が大幅に拡大しました。
- ・利益面につきましては、売上高の拡大に加え、前期から取り組んだ拠点機能統合によるコスト削減効果も加わり、営業利益は前年に対して大幅な増加となりました。

《施策の進捗状況》

- ・畜産デリカ商品本部を中心として、当社オリジナル開発商品である信州牛、信州豚、信州ハーブ鶏等の差別化商品を「信州発」をキーワードに積極的に販売拡大を進め、売上高および利益確保に取り組みました。
- ・牛豚肉の製販一体型のSCM構築を進めるため、生産者の組織化および子会社である大信畜産工業株式会社における生産量の拡大を図りました。
- ・エリア政策としては、長野・松本両拠点を中心とした効率的な販売機能の再構築に加え、首都圏生鮮流通センターの物流機能を活用する中で、首都圏マーケットを積極的に開拓し、安定した営業基盤を築くことができました。

iv その他事業セグメント

売上高 2億72百万円（前期比 113.2%）

営業利益 52百万円（前期比 78.3%）

《業績の概況と施策の進捗状況》

- ・当事業セグメントは、昨年10月に設置したリテールサポート事業部が管轄する子会社A E S株式会社による小売業の店舗支援事業、同マルイチ・ロジスティクス・サービス株式会社による物流・冷蔵倉庫事業および代理店事業におけるO A機器・通信機器販売・保険代理店業を行っております。
- ・小売業の店舗支援事業については、昨年7月A E S株式会社を当社の100%子会社にするるとともに、当社卸売事業との連携を図りながら新規顧客開拓を進め、受発注および店頭支援システムの開発、普及を進めました。
- ・物流・冷蔵倉庫事業については、マルイチ・ロジスティクス・サービス株式会社において、当社の物流拠点を対象とした物流受託事業の拡大を図ってまいりました。
- ・以上から、売上高は順調に推移しましたが、利益面においてはA E S株式会社の株式買取に伴うのれん代の償却および情報システム開発、普及に伴う一時的な費用増から営業利益が減少しました。

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、首都圏生鮮流通センターの改築および計画的、継続的な営繕を実施した結果、2億33百万円となりました。これらの資金は、自己資金を充当しております。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第56期 (平成17年度)	第57期 (平成18年度)	第58期 (平成19年度)	第59期 (平成20年度) <当連結会計年度>
売上高(百万円)	170,562	170,136	161,301	157,850
経常利益(百万円)	1,377	1,161	205	942
当期純利益(百万円)	812	910	△9	653
1株当たり当期純利益 (円)	35.20	39.46	△0.42	28.32
総資産(百万円)	38,889	42,030	33,604	33,504
純資産(百万円)	15,438	15,959	15,216	15,522
1株当たり純資産 (円)	669.17	688.97	656.73	673.24

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 第57期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
大 信 畜 産 工 業 (株)	136	72.96	食肉加工および販売
A E S (株)	100	100.00	小売業の店舗支援業務
マルイチ・ロジスティクス・サービス(株)	98	100.00	物流および冷蔵倉庫業
(株) シー・エス・ピー	55	100.00	業務用食品卸売業
ファーストデリカ(株)	40	100.00	水産物・惣菜加工および販売
(株) 山 政 北 海 屋	30	100.00	水産物卸売業
(株) 丸 一 北 海 屋	25	100.00	水産物卸売業
魚 信 (株)	10	100.00	水産物販売

(4) 対処すべき課題

食品流通業界を取り巻く環境において、第3四半期以降に深刻化した世界的な経済危機と景気的大幅な後退により、消費環境は大変厳しいものがあり、消費者の生活防衛意識の高まりへの対応が求められております。

川上側（生産）では、一時の原油高騰の影響による原材料、資材の高騰を要因とした商品価格値上げの動きから一転して、価格引下げの動きが進んでおります。また、当社グループの強みである水産生鮮流通においては、世界的な景気後退に伴い、水産物をめぐる国際的な調達競争は一時に比べて緩和されたとはいうものの、基本的には、国内漁獲高の減少や世界的な漁業資源の減少という資源問題は依然としてあり、今後ともに安定的な調達ルートの確保は、安全・安心な商品流通体制の整備とともに、重要な経営課題となっております。

一方、川下側（販売・消費）では、景気後退に伴う、消費者の生活防衛意識の高まりに対応した販売競争が激化し、小売業界における再編や仕入調達の合理化を目的とした取引集約の動きや価格対応の要請も増加しており、流通全体におけるコストダウンを図る仕組みづくりが求められております。

以上のことから、既存の卸売機能を革新することが求められております。具体的には、①水産における市場外流通への対応と流通経路の短縮化への対応 ②生鮮全般における生産者との連携と加工・流通機能との一元化によるSCMの構築 ③小売支援機能の強化による安定した営業基盤の確立 ④リテールサポート、ロジスティクス、受発注システムなどの卸の各機能の強化と効率化 ⑤これらを推進するための人材育成とIT化 ⑥継続した業務改善力が求められております。

こうした経営環境と対処すべき課題を踏まえ、下記の中期経営計画「プラン2010」において卸売機能の革新と新たな成長を目指してまいります。

<平成21年3月期からの中期経営計画「プラン2010」のコンセプト、基本方針および施策>

(コンセプト)

営業基盤整備（安全・安心の商品供給体制、内部統制、リスク管理、組織改革など）と営業、事務、物流の業務改革の成果を連携・融合させ、顧客基点のリテールソリューションを基軸とした事業構造改革と成長収益モデルの創造を実現し、収益の拡大を図ります。

(基本方針・施策)

- ・ 従来から推進してきた基盤整備と事業構造改革を継続しつつ、持続的な成長ステージへ移行するための中期経営計画として位置づけます。
- ・ 「プラン2010」の前半においては、固定費の削減とコストの低減を重点的に進めるとともに、強い営業力を創るために、①コスト競争力 ②営業現場力（販売力） ③付加価値提案力の3つの地力を強化します。このために、組織構造の変革、人材開発と育成、風土改革、流通プラットフォーム（リテールサポート、ロジスティクス、IT）の再構築と革新を行います。
- ・ こうした中で、新たな成長を目指し、フルライン（水産品、デイリー食品、加工食品、畜産品）におけるそれぞれの生産から消費に至るSCMを、アライアンスとIT技術および現場における業務改善力により進化させ、その基本機能の上に顧客ソリューションと商品調達力・開発力を付加した、当社ならではの成長収益モデルを構築します。また、流通プラットフォームの革新を通して、新たなビジネスモデルを創造していきます。
- ・ 成長戦略としては、以下の事業分野へ経営資源を重点配分いたします。
 - ① 既存事業分野においては、水産（デイリー食品含む）、食品、畜産の商品別事業部への組織再編をもとに、商品カテゴリー毎のSCMをさらに進化させ、販売エリアの拡大を図っていきます。
 - ② 「メーカー型卸」事業として、原料、製造、加工、流通、マーケティングを当社主導で一元管理し、新たな商品価値の提供を図っていきます。
 - ③ 惣菜と業務用マーケットを対象としたフードサービス事業の拡大を行う専門組織により、既存の卸機能を新たな顧客価値に変換し、マーケット毎にビジネスモデルの創造を図っていきます。
 - ④ 卸売事業における流通プラットフォームの機能革新をすすめ、これら新たな機能価値を顧客に提供する事業システムを創造していきます。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

- ① 当社の企業集団は、食料品の卸売を主たる事業とし、卸売商品は、水産物および水産加工品、デイリー食品および冷凍食品、一般ドライ食品および加工食品、畜産物および畜産加工品を取り扱っております。
取扱商品は次のとおりであります。

品 目	主 要 商 品
水産物、水産加工品 および冷凍食品類	生鮮魚介、冷凍魚介、塩蔵・塩干魚介、切身製品、練製品、日配品、冷凍食品、他
ドライ食品および 加工食品類	ビン缶詰類、嗜好食料品、同飲料、調味料、香辛料、油脂、乳製品、菓子類、米穀類、その他加工品
畜産物および 畜産加工品類	畜産物、食肉加工品、飼料、他

- ② 上記の他に小売業の店舗支援事業、物流事業、冷蔵倉庫事業、OA機器・通信機器の販売および保険代理店事業を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成21年3月31日現在）

① 当社

本社：長野県長野市市場3番地48

当社は長野県内を中心に次のとおり事業所を設置しております。

区 分	名 称
水産事業部	水産商品本部（東京都中央区）、 デイリー冷食商品本部（長野県長野市）、 首都圏生鮮流通センター（埼玉県久喜市）、 甲信越本部（長野県長野市）、長野支社、 上田・佐久営業所、松本支社、伊那支社、 飯田支社、甲府支社、 首都圏・中京圏本部（東京都中央区）、 東京支社（東京都中央区）、宇都宮営業所、 北関東支社（群馬県伊勢崎市）、 名古屋支社（愛知県西春日井郡）
食品事業部	食品商品本部（長野県長野市）、 梓川共配センター（長野県安曇野市）、長野支店、 群馬食品営業所（群馬県伊勢崎市）、松本支店、 飯田支店
畜産事業部	畜産デリカ商品本部（長野県長野市）、長野畜産部、 北陸営業所（富山県富山市）、松本畜産部、 飯田畜産営業所
フードサービス事業部	営業推進部（長野県長野市）
リテールサポート事業部	R S部（長野県長野市）、 ロジスティクス統括部（長野県長野市）

(注) 1. 平成20年4月1日付で、北陸畜産営業所を北陸営業所と改称いたしました。

(注) 2. 平成20年10月1日付で、東北信・中南信事業部、首都圏・中京圏事業部、水産商品事業部を、水産事業部、食品事業部、畜産事業部に再編いたしました。

(注) 3. 平成20年10月1日付で、営業戦略開発事業部をリテールサポート事業部と改称いたしました。

(注) 4. 平成20年10月1日付で、フードサービス事業部を設置いたしました。

② 子会社

区 分	名 称
水産物卸売業	(株)山政北海屋（愛知県西春日井郡） (株)丸一北海屋（東京都中央区）
水産物販売	魚信(株)（千葉県市川市）
水産物・惣菜加工および販売	ファーストデリカ(株)（長野県長野市）
業務用食品卸売業	(株)シー・エス・ピー（長野県長野市）
食肉加工および販売	大信畜産工業(株)（長野県中野市）
物流業務および冷蔵倉庫業	マルイチ・ロジスティクス・サービス(株)（長野県長野市）
小売業の店舗支援業務	A E S(株)（長野県長野市）

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
925 (596) 名	60名減 (30名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、嘱託（派遣含む）および臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
724名 (260名)	47名減 (20名減)	38.2歳	14.0年

(注) 使用人数は就業人員であり、嘱託（派遣含む）および臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	期末借入金残高
株式会社八十二銀行	866百万円
農林中央金庫	357百万円
株式会社北陸銀行	195百万円
株式会社みずほ銀行	162百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 63,000,000株
- ② 発行済株式の総数 23,121,000株
- ③ 株主数 2,006名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
三 菱 商 事 株 式 会 社	4,625千株	20.05%
有 限 会 社 ニ シ ナ 興 産	1,414千株	6.13%
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	1,107千株	4.80%
国 分 株 式 会 社	1,020千株	4.42%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,014千株	4.39%
三 井 物 産 株 式 会 社	982千株	4.25%
マ ル イ チ 産 商 取 引 先 持 株 会	840千株	3.64%
株 式 会 社 北 陸 銀 行	740千株	3.21%
株 式 会 社 久 保 田 興 産	739千株	3.20%
株 式 会 社 長 野 銀 行	679千株	2.94%

（注）出資比率は自己株式（64,523株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

① 取締役および監査役の状態（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	榊原 剛	社長執行役員
取締役会長	仁科 恵敏	
取締役	井崎 俊彦	専務執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼企画・管理部門統括兼クオリティマネジメントオフィス担当
取締役	小澤 登志男	専務執行役員 営業部門統括
取締役	吉沢 和生	専務執行役員 フードサービス事業部長
取締役	塩入 廣幸	常務執行役員 リテールサポート事業部長
取締役	仁科 圭右	執行役員 経理財務部長兼シェアードサービスセンター担当
取締役	藤沢 政俊	執行役員 水産事業部長兼水産商品本部長兼水産生鮮アライアンス推進タスクフォース担当
取締役	成田 恒一	三菱商事株式会社 執行役員 生活産業グループ食品本部長
常勤監査役	檀原 崇男	
監査役	戸谷 誓夫	
監査役	宮坂 省二	税理士
監査役	山岸 重幸	弁護士

- (注) 1. 取締役成田恒一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役宮坂省二氏および監査役山岸重幸氏は、社外監査役であります。
3. 当該事業年度に係る会社役員重要な兼職状況
取締役会長仁科恵敏氏は、(有)ニシナ興産の代表取締役社長を兼務しております。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	7名	146百万円
監査役（うち社外監査役）	4名（2名）	21百万円（2百万円）
合計（うち社外役員）	11名（2名）	167百万円（2百万円）

- （注）
1. 使用人兼務取締役該当する取締役はおりません。
 2. 取締役井崎俊彦氏は、三菱商事㈱からの出向となっております。
社外取締役成田恒一氏は、三菱商事㈱との兼務となっております、2名につきましては当社からの報酬は支払われておりません。
 3. 支給額には、取締役および監査役に対する退職慰労金の当事業年度に係る引当分（取締役16百万円、監査役2百万円）が含まれております。
 4. 取締役の報酬限度額は、昭和62年6月26日開催の第37期定時株主総会において年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
 5. 監査役の報酬限度額は、昭和62年6月26日開催の第37期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- i. 他の会社との兼務状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係
 - ・取締役成田恒一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、三菱商事株式会社の生活産業グループ食品本部長を兼務しております。なお、当社は三菱商事株式会社の持分法適用会社（議決権所有割合20.1%）となっており、同社の食品流通事業との連携強化を図っておりますが、具体的な事業活動や経営判断については、食品流通事業に精通した当社独自の判断に任せられており、自立性、独自性を持った経営を行っております。
 - ・監査役宮坂省二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、税理士として登録開業をしております。当社との間には特別の利害関係はありません。
 - ・監査役山岸重幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、弁護士として登録開業をしております。当社との間には特別の利害関係はありません。

ii. 他の会社の社外役員の兼任状況

取締役成田恒一氏は、東洋冷蔵株式会社、明治屋商事株式会社、株式会社フードサービスネットワーク、オーケー株式会社、株式会社菱食およびコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社の社外取締役であります。

iii. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数 /開催回数	出席率	出席回数 /開催回数	出席率
取締役成田恒一	8回/10回	80%	—	—
監査役宮坂省二	10回/10回	100%	15回/15回	100%
監査役山岸重幸	9回/10回	90%	14回/15回	93%

b. 取締役会における発言状況

- ・取締役成田恒一氏は、主に業界動向や経営環境に対する知見および内部統制やコンプライアンスの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役宮坂省二氏は、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
また、監査役会において、当社の会計および税務部門を主とした内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
- ・監査役山岸重幸氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
また、監査役会において、当社の法務部門を主とした内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

iv. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は社外取締役および社外監査役を免責するものとしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条1項の業務以外の業務である、「財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務」に対する対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に対し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、会社の重要な意思決定については必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に「文書保存規程」で定めた所定の期間保存しております。定めのない情報については、総務人事部長と協議の上、保存の要否および期間を定めて保存しております。なお、以下の文書については、取締役および監査役は常時閲覧できるものとしています。
- ・「株主総会議事録」、「取締役会資料と議事録」、「決算書類」、「取締役を最終決裁者とする稟議書」

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社には、在庫リスク、商品品質リスク、与信リスク、法令違反リスク、雇用関連リスク、環境汚染リスクなどの事業リスクがあり、在庫リスクについては「見越取引管理規程」、商品品質リスクについては「仕入先評価選定規程」および「食品衛生管理規程」、与信リスクについては「債権管理規程」にて対応しております。また、その他については、予め取り決めた個々の責任部署が対応し、必要に応じて経営会議において状況確認と対策措置を検討し、取締役会への報告を行うものとしております。
- ・各種リスクの管理状況については、リスクマネジメントオフィス、クオリティマネジメントオフィス担当役員が、半年に一度取締役会に報告を行うこととしております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、前年度末までに翌年の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月1回の取締役会において進捗状況を確認しております。また各事業部門は当年度の戦略および利益計画を毎年設定し、経営企画部が成果を検証しております。
- ・取締役会において取締役の業務執行範囲を定めるとともに、「職務分掌および職務権限に関する規程」に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現しております。

- ④ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・役職員が法令や定款および社会通念に沿った行動を行う様、「役職員行動規範」を定め、コンプライアンス事務局は定期的な研修を行い周知徹底に努めております。
 - ・コンプライアンス担当取締役（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を設置し、コンプライアンス関連の体制整備（研修、ガイドラインの制定ほか）を行なっております。また、各事業部門の長および企画管理部門の部長を全社コンプライアンス委員に任命し、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。
 - ・適切な財務諸表作成のために、経理財務部長は経理規程、細則を定め周知徹底を図っております。
 - ・コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、以下の3つの報告経路を設けております。
 - i. コンプライアンス事務局への直接報告
 - ii. 監査部への直接報告
 - iii. 社外顧問弁護士宛の内部通報窓口
 - ・監査部は各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査役会、会計監査人と定期的に情報交換会を開催しております。
- ⑤ 株式会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の主管者を定め、取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、子会社の業務執行状況を随時確認しております。
 - ・子会社からは、毎年経営計画書の提出を受け、経営方針等の協議を行なう一方、リスクマネーやコンプライアンスの状況等を確認しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は監査役の職務の補助を必要とする場合は、総務人事担当役員に総務人事チームの人員の派遣を随時で要請できるものとしております。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査業務の補助の指示を受けた総務人事部員は、その指示に関して、役員および総務人事部長等の指揮命令を受けないこととしております。また、同職員の人事評価については、監査役の意見を聴取の上、決定することとしております。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役は取締役会、経営会議その他の重要な経営に関わる会議に出席し、意見を表明することとしております。
 - ・ 著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生の恐れがある場合は、社内規程に基づき、コンプライアンス担当取締役（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）は監査役に対して遅滞なく報告を行うこととしております。
 - ・ 監査役はいつでも必要に応じて、取締役に対して報告を求めることが出来るものとしております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役、使用人、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催することとしております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,752	流 動 負 債	16,474
現金及び預金	2,941	支払手形及び買掛金	12,024
受取手形及び売掛金	10,864	短期借入金	1,500
商品及び製品	2,410	一年内返済予定長期借入金	193
仕掛品	6	未払金	1,260
原材料及び貯蔵品	55	未払法人税等	419
繰延税金資産	374	賞与引当金	568
未収入金	1,202	役員賞与引当金	11
その他	115	リース債務	29
貸倒引当金	△219	その他	466
固 定 資 産	15,751	固 定 負 債	1,507
(有形固定資産)	(12,526)	長期借入金	152
建物及び構築物	4,712	退職給付引当金	319
機械装置及び運搬具	154	役員退職慰労引当金	281
器具備品	83	債務保証損失引当金	304
土地	7,440	リース債務	98
リース資産	134	その他	351
(無形固定資産)	(238)	負 債 合 計	17,981
ソフトウェア	191	(純 資 産 の 部)	
その他	47	株 主 資 本	15,685
(投資その他の資産)	(2,986)	資本金	3,719
投資有価証券	2,223	資本剰余金	3,380
長期前払費用	129	利益剰余金	8,637
差入保証金	366	自己株式	△52
繰延税金資産	208	評価・換算差額等	△163
その他	129	その他有価証券 評価差額金	△163
貸倒引当金	△70	純 資 産 合 計	15,522
資 産 合 計	33,504	負 債 ・ 純 資 産 合 計	33,504

連結損益計算書

(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		157,850
売 上 原 価		139,924
売 上 総 利 益		17,926
販売費及び一般管理費		17,339
営 業 利 益		587
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	66	
貸 貸 料	164	
の れ ん 償 却 額	5	
そ の 他	148	388
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27	
そ の 他	5	33
経 常 利 益		942
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	173	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	6	
そ の 他	3	182
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	11	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	17	
減 損 損 失	53	
貸 貸 借 契 約 解 約 損	18	
そ の 他	3	104
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,020
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	489	
法 人 税 等 調 整 額	△123	365
少 数 株 主 利 益		1
当 期 純 利 益		653

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

株主資本	
資本金	
前期末残高	3,719
当期変動額	—
当期末残高	3,719
資本剰余金	
前期末残高	3,380
当期変動額	—
当期末残高	3,380
利益剰余金	
前期末残高	8,031
当期変動額	
剰余金の配当	△46
当期純利益	653
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	606
当期末残高	8,637
自己株式	
前期末残高	△46
当期変動額	
自己株式の取得	△6
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△6
当期末残高	△52
株主資本合計	
前期末残高	15,084
当期変動額	
剰余金の配当	△46
当期純利益	653
自己株式の取得	△6
自己株式の処分	0
当期変動額合計	600
当期末残高	15,685
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	64
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額	△227
当期変動額合計	△227
当期末残高	△163

(単位：百万円)

少数株主持分	
前期末残高	67
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額	<u>△67</u>
当期変動額合計	<u>△67</u>
当期末残高	<u>—</u>
純資産合計	
前期末残高	15,216
当期変動額	
剰余金の配当	△46
当期純利益	653
自己株式の取得	△6
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当期変動額	<u>△294</u>
当期変動額合計	<u>305</u>
当期末残高	<u>15,522</u>

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及びその主要な連結子会社の名称

連結子会社	8社
主要な連結子会社名	大信畜産工業(株)、(株)丸一北海屋、魚信(株)

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法適用関連会社数	1社
持分法適用会社名	(株)北信食肉センター

(3) 会計処理基準に関する事項

① 主要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のあるもの	……………	連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
---------	-------	---

時価のないもの	……………	移動平均法による原価法
---------	-------	-------------

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品	……………	移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
仕掛品		
原材料及び貯蔵品		

なお、一部の生鮮品については個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。連結子会社は主として、最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これに伴い、従来の方法によった場合と比較して営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ4百万円減少しております。

(表示方法の変更)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記しておりましたものは、当連結会計年度より「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ2,674百万円、5百万円、50百万円であります。

②固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………
 (リース資産を除く)

定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物
 (建物附属設備を除く)については定額法によってお
 ります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 …… 15～38年
 機械装置及び運搬具 …… 4～13年

(追加情報)

法人税法の改正(減価償却資産の耐用年数等に関する省
 令 平成20年4月30日 省令第32号)に伴い機械装置につ
 いては、改正後の法人税法に基づく方法に変更してお
 ります。この変更は、平成20年度の税制改正を契機に
 耐用年数を見直したことによるものであります。
 なお、これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整
 前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

自社利用の ……………
 ソフトウェア
 その他の
 無形固定資産 ……………
 (リース資産を除く)
 リース資産 ……………

社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額
 法

定額法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース
 資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額
 法

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従
 来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっ
 ておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に關
 する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日
 (企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))
 及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企
 業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公
 認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改
 正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会
 計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権
 移転外ファイナンス・リース取引については、引き続
 き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適
 用しております。

これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期
 純利益に与える影響額は軽微であります。

③引当金の計上基準

貸倒引当金……………

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実
 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個
 別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して
 おります。

賞与引当金……………	従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
役員賞与引当金……………	当社役員の賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金……………	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生時から費用処理をしております。
役員退職慰労引当金…	当社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
債務保証損失引当金…	債務保証等の損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

④消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しておりません。

2. 連結貸借対照表の注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物……………	767百万円
土地……………	2,421百万円
投資有価証券……………	302百万円

②担保に係る債務

短期借入金……………	565百万円
長期借入金……………	96百万円
支払手形……………	60百万円
買掛金……………	404百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額…………… 11,901百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	23,121,000		—		—	23,121,000

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	46百万円	2円00銭	平成20年9月30日	平成20年12月8日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年6月23日開催の定時株主総会において、配当に関する事項を議案とする予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	92百万円	4円00銭	平成21年 3月31日	平成21年 6月24日

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 673円 24銭
 (2) 1株当たり当期純利益 28円 32銭

5. その他の注記

(1) 税効果会計関係の注記

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	75百万円
賞与引当金	229百万円
役員賞与引当金	4百万円
貸倒引当金	109百万円
退職給付引当金	129百万円
役員退職慰労引当金	113百万円
債務保証損失引当金	123百万円
減損損失	388百万円
税務上の繰越欠損金	5百万円
その他	205百万円
繰延税金資産小計	1,385百万円
評価性引当額	△623百万円
繰延税金資産合計	761百万円

繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△110百万円
その他有価証券評価差額金	△67百万円
繰延税金負債合計	△178百万円

繰延税金資産の純額	583百万円
-----------	--------

②法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因の主な項目別内訳

法定実効税率……………	40.4%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	3.2%
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△1.2%
住民税均等割	3.2%
評価性引当額の減少額	△10.6%
その他	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.9%

(2) 退職給付会計関係の注記

①退職給付制度の概要

企業年金制度として、当社は確定給付型年金制度を、連結子会社1社（大信畜産工業㈱）は適格退職年金制度を採用しております。また、大信畜産工業㈱は、厚生年金基金制度（総合設立型）に加入し、その他の子会社は主に中小企業退職金共済事業団に加入しております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない臨時退職金を支払う場合があります。

また、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りであります。

イ. 制度全体の積立状況に関する事項（平成21年3月31日現在）

年金資産の額	22,659百万円
年金財政計算上の給付債務の額	46,625百万円
差引額	△23,966百万円

ロ. 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合
（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1.09%

②退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△3,985百万円
年金資産	3,417百万円
未積立退職給付債務	△567百万円
未認識数理計算上の差異	558百万円
未認識過去勤務債務	△310百万円
退職給付引当金	△319百万円

(注) 子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

③退職給付費用に関する事項

勤務費用	161百万円
利息費用	78百万円
期待運用収益	△34百万円
数理計算上の差異処理額	178百万円
過去勤務債務の費用処理額	△52百万円
小計	331百万円
厚生年金基金(総合設立型)掛金拠出額	12百万円
退職給付費用	344百万円

④退職給付債務の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	1.0%
過去勤務債務の費用処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生時から費用処理することとしております）
数理計算上の差異の費用処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております）

(3) 減損会計の注記

当社グループは、保有固定資産を各事業部別に把握したうえで地域事業部毎に当該地域の戦略・顧客政策を勘案してグループ化し、減損会計を適用しております。

以下の固定資産については、拠点の統廃合等により、当該資産の簿価を全額回収できる可能性が低いと判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能額は正味売却価額により測定しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
長野県 東信	事業用資産	建物及び器具備品等	34百万円
長野県 南信	遊休資産	建物及び器具備品等	3百万円
首都圏	事業用資産	建物及び器具備品等	16百万円

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,416	流動負債	16,367
現金及び預金	2,408	支払手形	324
受取手形	195	買掛金	11,752
売掛金	10,906	短期借入金	1,500
商品及び製品	2,344	一年内返済予定長期借入金	193
原材料及び貯蔵品	2	未払金	1,231
繰延税金資産	373	未払法人税等	393
未収入金	1,198	未払消費税等	70
一年内返済予定長期貸付金	81	未払費用	262
その他	120	預り金	36
貸倒引当金	△214	賞与引当金	544
		役員賞与引当金	11
		リース債務	21
		その他	24
固定資産	16,103	固定負債	1,361
(有形固定資産)	(12,790)	長期借入金	352
建物	4,270	預り保証金	344
構築物	160	リース債務	65
機械装置	113	退職給付引当金	280
車輜運搬具	0	役員退職慰労引当金	281
器具備品	81	債務保証損失引当金	36
土地	8,069		
リース資産	95	負債合計	17,728
(無形固定資産)	(208)	(純資産の部)	
借地権	15	株主資本	15,954
電話加入権	1	(資本金)	(3,719)
ソフトウェア	190	(資本剰余金)	(3,380)
その他	0	資本準備金	3,380
(投資その他の資産)	(3,104)	(利益剰余金)	(8,907)
投資有価証券	2,223	利益準備金	354
関係会社株	368	その他利益剰余金	8,552
出資金	22	(圧縮積立金)	(162)
長期貸付金	55	(別途積立金)	(6,970)
破産更生債権等	43	(繰越利益剰余金)	(1,420)
長期前払費用	102	(自己株式)	(△52)
差入保証金	343	評価・換算差額等	△163
繰延税金資産	208	その他有価証券評価差額金	△163
その他	56		
貸倒引当金	△320	純資産合計	15,791
資産合計	33,520	負債・純資産合計	33,520

損 益 計 算 書

(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		156,219
売 上 原 価		138,541
売 上 総 利 益		17,678
販売費及び一般管理費		17,306
営 業 利 益		372
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 配 当 金	67	
賃 貸 料	249	
そ の 他	216	539
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28	
そ の 他	5	33
経 常 利 益		878
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	173	
そ の 他	19	192
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	10	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	17	
減 損 損 失	53	
そ の 他	3	85
税 引 前 当 期 純 利 益		984
法人税、住民税及び事業税	456	
法 人 税 等 調 整 額	△123	332
当 期 純 利 益		651

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

株主資本	
資本金	
前期末残高	3,719
当期変動額	—
当期末残高	3,719
資本剰余金	
前期末残高	3,380
当期変動額	—
当期末残高	3,380
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	354
当期変動額	—
当期末残高	354
その他利益剰余金	
圧縮積立金	
前期末残高	167
当期変動額	—
圧縮積立金の取崩	△5
当期変動額合計	△5
当期末残高	162
別途積立金	
前期末残高	6,970
当期変動額	—
当期末残高	6,970
繰越利益剰余金	
前期末残高	809
当期変動額	—
圧縮積立金の取崩	5
剰余金の配当	△46
当期純利益	651
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	610
当期末残高	1,420
利益剰余金合計	
前期末残高	8,301
当期変動額	—
剰余金の配当	△46
当期純利益	651
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	605
当期末残高	8,907

(単位：百万円)

自己株式		
前期末残高		△46
当期変動額		
自己株式の取得		△6
自己株式の処分		0
当期変動額合計		<u>△6</u>
当期末残高		<u>△52</u>
株主資本合計		
前期末残高	15,355	
当期変動額		
剰余金の配当		△46
当期純利益		651
自己株式の取得		△6
自己株式の処分		0
当期変動額合計		<u>599</u>
当期末残高		<u>15,954</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	64	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額		△227
当期変動額合計		<u>△227</u>
当期末残高		<u>△163</u>
純資産合計		
前期末残高	15,419	
当期変動額		
剰余金の配当		△46
当期純利益		651
自己株式の取得		△6
自己株式の処分		0
株主資本以外の項目の当期変動額		△227
当期変動額合計		<u>371</u>
当期末残高		<u>15,791</u>

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

なお、一部の生鮮品については個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

これに伴い、従来の方法によった場合と比較して営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ4百万円減少しております。

(表示方法の変更)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日

内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前事業年度において、「たな卸資産」として掲記しておりましたものは、当事業年度より「商品及び製品」

「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。

なお、前事業年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」、「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ2,579百万円、2百万円であります。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………

(リース資産を除く)

定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 …… 15～38年

機械装置及び車輛運搬具 …… 4～13年

(追加情報)

法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令 平成20年4月30日 省令第32号）に伴い機械装置については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。この変更は、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。

なお、これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

自社利用のソフトウェア	社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
その他の無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生翌期から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生時から費用処理をしております。
 従業員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 債務保証等の損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……
 債務保証損失引当金……

(5) 消費税等の会計処理
 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	
建物………	767百万円
土地………	2,421百万円
投資有価証券………	302百万円
②担保に係る債務	
短期借入金………	565百万円
長期借入金………	96百万円
支払手形………	60百万円
買掛金………	404百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額……… 10,810百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期債権………	567百万円
長期債権………	53百万円
短期債務………	1,242百万円
長期債務………	200百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高………	2,138百万円
仕入高………	17,964百万円
販売費及び一般管理費………	1,081百万円
営業取引以外の取引高	
貸貸収入等………	201百万円
受取利息………	2百万円
支払利息………	0百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	前事業年度末	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	53,218		11,776		471	64,523

5. 税効果会計関係の注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	75百万円
関係会社株式評価損	85百万円
賞与引当金	220百万円
役員賞与引当金	4百万円
貸倒引当金	208百万円
退職給付引当金	113百万円
役員退職慰労引当金	113百万円
債務保証損失引当金	14百万円
減損損失	466百万円
未払社会保険料	28百万円
その他	171百万円
繰延税金資産小計	1,502百万円
評価性引当額	△742百万円
繰延税金資産合計	760百万円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△110百万円
その他有価証券評価差額金	△67百万円
繰延税金負債合計	△178百万円

繰延税金資産の純額

582百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因の主な項目別内訳

法定実効税率……………	40.4%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	3.2%
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△1.3%
住民税均等割	3.0%
評価性引当額の減少額	△11.5%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8%

6. 退職給付会計関係の注記

(1) 退職給付制度の概要

企業年金制度として、当社は確定給付型年金制度を採用しております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない臨時退職金を支払う場合があります。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△3,922百万円
年金資産	3,393百万円
未積立退職給付債務	△528百万円
未認識数理計算上の差異	558百万円
未認識過去勤務債務	△310百万円
退職給付引当金	△280百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	157百万円
利息費用	78百万円
期待運用収益	△34百万円
数理計算上の差異処理額	178百万円
過去勤務債務の費用処理額	△52百万円
退職給付費用	326百万円

(4) 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	1.0%
過去勤務債務の費用処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生時から費用処理することとしております）
数理計算上の差異の費用処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております）

7. 減損会計の注記

当社は、保有固定資産を各事業部別に把握したうえで地域事業部毎に当該地域の戦略・顧客政策を勘案してグループ化し、減損会計を適用しております。

以下の固定資産については、拠点の統廃合等により、当該資産の簿価を全額回収できる可能性が低いと判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能額は正味売却価額により測定しております。

地 域	主 な 用 途	種 類	減 損 損 失
長野県 東信	事業用資産	建物及び器具備品等	34百万円
長野県 南信	遊休資産	建物及び器具備品等	3百万円
首都圏	事業用資産	建物及び器具備品等	16百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛運搬具、器具備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高 相当額
車 輛 運 搬 具	219百万円	102百万円	-	117百万円
器 具 備 品	271百万円	174百万円	1百万円	95百万円
ソ フ ト ウ ェ ア	32百万円	22百万円	0百万円	10百万円
計	522百万円	298百万円	1百万円	222百万円

- (2) 未経過リース料期末残高相当額等

1年以内 88百万円

1年超 140百万円

合計 229百万円

リース資産減損勘定の期末残高 0百万円

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 125百万円

リース資産減損勘定の取崩額 0百万円

減価償却費相当額 118百万円

支払利息相当額 6百万円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	氏名又は会社名	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員 の 兼務等	事業 上 の 関係				
その他の 関係 会社	三菱商事株	202,816	総合商社	直接 間接 20.1 —	兼務1名 出向1名	営業上 の取引	商品仕入	6,656	買掛金	826

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等 の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員 の 兼務等	事業 上 の 関係				
子会社	大信畜産 工業株	136	畜産 加工 産業	直接 72.9	兼務6名	営業上 の取引	商品仕入 営業設備 の賃貸	3,753 24	買掛金 —	208 —
子会社	㈱丸一 北屋	25	水産 仲卸 産業	直接100.0	兼務4名	営業上 の取引	商品仕入	5,003	買掛金	42
子会社	魚信㈱	10	鮮魚 小売 産業	直接100.0	兼務3名	営業上 の取引	商品売上 営業設備 の賃貸	707 23	売掛金 —	45 —

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の売上、商品の仕入、営業設備の賃貸料は、市場価額を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

684円 90銭

(2) 1株当たり当期純利益

28円 27銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

株式会社 マルイチ産商
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士 佐 藤 正 樹	㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士 五 十 幡 理 一 郎	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マルイチ産商の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルイチ産商及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

株式会社 マルイチ産商
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 正 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 五 十 幡 理 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルイチ産商の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）およびその附属明細書、ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成21年5月11日

株式会社マルイチ産商 監査役会

常勤監査役 檀原崇男 ㊟

監査役 戸谷誓夫 ㊟

社外監査役 宮坂省二 ㊟

社外監査役 山岸重幸 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
期末配当に関する事項

第59期の期末配当につきましては、業績、今後の収益の状況、財務体質の強化を勘案した結果、配当の基本方針（連結当期純利益の20%前後の配当性向）に基づきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、92,225,908円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成21年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という）の施行を機に株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うとともに、現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて単元未満株券について定める現行定款第9条第2項の文言の削除を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第10条および現行定款第12条第3項の実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設け、平成22年1月6日をもって削除する旨を定めるものであります。

- (4) その他、定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するほか、条数の変更、必要な文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更の内容は次のとおりであります。

(下線_は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (記載省略)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、63,000,000株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 7 条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議を<u>もって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2. 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議に<u>よって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の権利制限)</p> <p>第11条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</u></p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要のつど招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集地)</p> <p>第16条 当会社の株主総会は、長野市およびその隣接地において招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第17条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集地)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 代表取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに当会社に代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期が満了する時までとする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない<u>ものとする</u>。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議によ<u>り</u>、代表取締役若干名を選定し、うち1名を取締役社長とする。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によ<u>り</u>、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3. 当社は、取締役会の決議によ<u>り</u>、相談役および顧問を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によ<u>っ</u>て、代表取締役若干名を選定し、うち1名を代表取締役社長とする。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によ<u>っ</u>て、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. 当社は、取締役会の決議によ<u>っ</u>て、相談役および顧問を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会で定めた順序により</u>、他の取締役がこれに当る。</p> <p><u>2.</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集する。</p> <p><u>2.</u> 代表取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が取締役会を招集する。</p> <p><u>3.</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>4.</u> 取締役会は、<u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ることなく開催</u>することができる。</p>
<p>(取締役会の議長)</p> <p>第26条 取締役会の議長は、代表取締役社長がこれに当る。代表取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会で定めた順序により</u>、他の取締役がこれに当る。</p>	<p>(取締役会の議長)</p> <p>第25条 取締役会の議長は、代表取締役社長がこれに当る。</p> <p><u>2.</u> 代表取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法) 第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について決議に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(取締役会規程) 第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程) 第28条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）<u>、ならびに退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(社外取締役との間の責任限定契約) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。</p>	<p>(社外取締役との間の責任限定契約) 第30条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等ならびに退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との間の責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>(会計監査人の選任および任期) 第41条 会計監査人は株主総会の決議により選任する。</p> <p style="margin-left: 2em;">2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終の時までとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程) 第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との間の責任限定契約) 第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>(会計監査人の選任および任期) 第40条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第41条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を<u>支払う</u>。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払を開始した日から満3か年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの配当金には利息を付けない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を<u>行う</u>。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役成田恒一氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより在任取締役の任期が満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
垣内 威彦 (昭和30年7月31日生)	昭和54年4月 三菱商事(株)入社 昭和63年10月 オーストラリア三菱商事会社 出向 平成13年4月 三菱商事(株)食糧本部ホワイト ミートユニットマネージャー兼 レッドミートユニットマネー ジャー 平成16年4月 同社生活産業グループCEOオ フィス企画・業務/事業投資・ 審査総括 平成18年4月 同社生活産業グループCEOオ フィス室長 平成20年4月 同社農水産本部長 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 垣内威彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 垣内威彦氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
業界動向や経営全般にわたる高い見識を有し当社の経営に活かしていただくことが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。
4. 垣内威彦氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度の業績等を勘案して、当事業年度末時の取締役7名（社外取締役1名を除く）および監査役4名に対し、総額1,100万円（取締役分1,000万円、監査役分100万円）の役員賞与を支給することといたしたいと存じます。

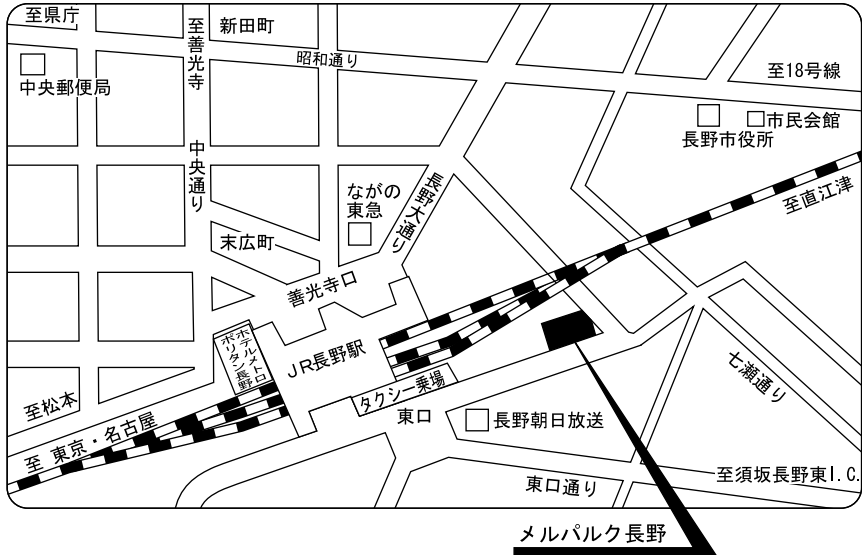
なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会開催場所ご案内



会 場 長野県長野市鶴賀高畑752-8
メルパルク長野 3階「白鳳」
☎ 026-225-7800

交通ご案内 JR長野駅東口より 徒 歩 約5分

(お願い) 駐車場に限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。